

富岡市立額部保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	富岡市
所 在 地	富岡市富岡1460—1
電 話 番 号	0274—62—1511
代表者氏名	富岡市長 榎本義法

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	富岡市立額部保育所
施 設 の 所 在 地	富岡市南後箇1180—7
連 絡 先	電話番号 0274—62—1122 FAX 0274—62—1122
管 理 者	所長 並木 奈保美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 11人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成8年 4月 1日

3 サービスの目的・運営方針

額部保育所(以下「当所」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当所」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児(以下「所児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当所」、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当所」は、所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	7030㎡
	園庭	6260.8㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	769.2㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室(ほふく室)	1室	うずら・ひよこ・りす組(0・1・2歳児クラス)
保育室	3室	うさぎ組(満3歳児クラス) きりん組(満4歳児クラス) ぞう組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	職員数	常勤	備考
所長	1	1	
主任保育士	1	1	
保育士	8	8	3名は支援センター職員
調理員	2	2	

当所では、「富岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日富岡市条例第20号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)
会計年度任用職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休所となります

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時45分から18時45分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時45分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、30分100円の利用者負担が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針(平成30年4月1日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容

- ・生後6カ月より乳児保育を行っています。
- ・通所可能な児童を対象に障害児保育を行っています。
- ・所外保育やはだし保育を行っています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

当所は、子育て支援を目的とし、一時預かり事業・子育て支援センター事業を行っています。

一時預かり事業	就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時や子育ての心理的肉体的な負担解消などのために一時的に保育を行う事業
子育て支援センター (すこやかひろば+ぷらす)	子育て親子の交流促進・親の孤独感や不安感の緩和などを目的に、未就園児とその保護者に交流の場を提供したり、こども発達相談、情報提供、講習会等を行う事業
休日保育	休日に保護者の仕事などの理由で家庭での保育ができない場合に保育所で保育を行う子育て支援事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

別表

項目	金額
保護者会費	月額 500円
月刊誌代	実費
遠足代金	実費

10 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	たけべ医院
医 院 長 名	竹部兼太郎
所 在 地	富岡市一ノ宮1635
電 話 番 号	0274-67-5500

(2) 歯科

医療機関の名称	おのぞわ歯科医院
医 院 長 名	小野澤隆行
所 在 地	富岡市下高瀬205-1
電 話 番 号	0274-64-5600

12 緊急時の対応

お預かりしている所児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急時連絡先	医療機関名	公立富岡総合病院
	所在地	富岡市富岡2073-1
	電話番号	0274-63-2111

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 並木 奈保美・金田 ひとみ ・ご利用時間 8:30～ 17:15 ・電話番号 0274-62-1122 F A X 0274-62-1122 担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。	
	第三者委員	佐々木 千鶴子 電話番号 0274-63-3939 役 職 民生児童委員会長
高橋 玄子 電話番号 080-6521-3347 役 職 主任児童委員		

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育所の管理下における児童の負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	365円(保護者負担210円)

16 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

同意書

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：富岡市立額部保育所

説明者職名：所長 氏名 並木 奈保美

-

私は、本書面に基づいて富岡市立額部保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒所に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

富岡市立額部保育所

所長 並木 奈保美 様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：